

年金 2（問題）

【 第 I 部 】

問題 1. 次の（１）～（４）の各問に答えなさい。

各 5 点（計 20 点）

（１）次の（ア）～（オ）の文章について、下線部分を下線を引かれた部分を正しい内容に改めなさい。

（ア）確定給付企業年金の加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法について、適当なものは、次の項目のうち（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）及び（Ⅳ）である。

- （Ⅰ）他制度掛金相当額の算定に用いる基礎率は直近の標準掛金の計算時と同一の基礎率とする。また、標準掛金の計算に用いる基礎率は、もっぱら各確定給付企業年金の実績及び予測に基づき適正かつ合理的に定めるものであり、他制度掛金相当額を調整することを目的として基礎率の設定方法を変更することは認められない。
- （Ⅱ）加入者が掛金の一部を負担している場合は、加入者が負担する掛金を含めて他制度掛金相当額を算定する。
- （Ⅲ）積立金が積立上限額を超え、掛金の控除を行う場合は、掛金の控除を行う期間における他制度掛金相当額は、掛金の控除が零であるものとして算定した他制度掛金相当額から当該掛金の控除相当額を減じた額（0円を下回る場合は0円）とする。
- （Ⅳ）将来期間に係る退職給付制度を確定拠出年金へ移行する等により、将来期間を給付の額の算定の基礎とせず、掛金の拠出対象となる加入者がいない場合には、当該加入者に係る他制度掛金相当額は0円となる。

- (イ) 「IAS19に関する数理実務基準」における「25. 資産の上限」について、次の文中の(Ⅰ)～(Ⅳ)のうち、適当なものは(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)及び(Ⅳ)である。

資産の上限は、(Ⅰ) 制度からの返還、又は、制度へ支払う将来の掛金の減額の形で企業が利用可能な経済的便益の現在価値である。IAS19は、defined benefit 資産の純額を defined benefit 制度の剰余と資産の上限の、いずれか (Ⅱ) 大きい額として、企業が認識することを要求している。IFRIC 解釈指針 14に、資産の上限をどのように判断するかが示されている。

制度規約や (Ⅲ) 受給権保護の法的な解釈といった論点を十分考慮すべきことを踏まえ、会員は、資産の上限を適用するかどうか、及び、適用する場合の方法について、(Ⅳ) 監査人に確認する。

- (ウ) 簡易な基準に基づく確定給付企業年金(受託保証型確定給付企業年金を除く)として取り扱うために必要な事項について、適当なものは、次の項目のうち(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)及び(Ⅳ)である。

- (Ⅰ) 計算基準日における加入者の数が300人未満であること。
- (Ⅱ) 予定利率は、下限予定利率以上3.0パーセント以下の範囲内とすること。
- (Ⅲ) 掛金の額は定額法(加入者数に比例して定める掛金)により算定すること。
- (Ⅳ) 財政悪化リスク相当額を零とすること。

- (エ) 「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」には、割引率の設定方法として4つのアプローチが例示されている。これら4つのうち、「この方法は、イールドカーブの形状を十分反映しないことに留意する。」に該当するものを全て挙げると、イールドカーブ直接アプローチ及びイールドカーブ等価アプローチである。

- (オ) 厚生年金の保険料は、標準報酬月額と標準賞与額それぞれに対して一定率を賦課されるものとして定められており、国民年金の保険料は、月額として定められている。2004(平成16)年改正では、これらを2017(平成29)年以降、厚生年金は20%、国民年金は27,500円(2004(平成16)年度価格)で固定することとされた。
- (なお、厚生年金の保険料については、これを労使折半することとされており、国民年金の保険料については、2019(令和元)年度以降、産前産後期間の保険料免除により固定額がこれより引上げられている。)

(2) 以下の記述について、～に適切な語句を入力しなさい。

「確定給付企業年金制度について(平成 14 年 3 月 29 日年発第 0329008 号)」における「第 1 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項 2 給付の額を減額する場合の取扱い (2)」

次のいずれか一の場合に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。ただし、加入者(受給権者を除く。)の給付設計の変更に際し、①のウに該当する場合は、は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、①のア及びイのいずれにも該当しないときは、給付の額の減額として取り扱わないものとする。なお、通常予測給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものを用いることとし、給付の額の算定において、規則第 28 条第 1 項に規定する指標を用いている場合にあっては、当該指標のを当該指標の見込みとして用いて計算するものとする。

① 給付設計の変更によって、次のアからウまでのいずれかに該当する場合

ア 給付設計の変更前後の総通常予測給付現価が減少する場合

イ 一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る通常予測給付現価が給付設計の変更によって減少する場合

ウ 各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する場合 (の変更による減少を含む。)

(以下 略)

確定給付企業年金法施行規則

()

第五十四条 令第三十七条第五号及び第六号に定める加入者が老齢給付金又は脱退一時金(法第四十一条第二項第一号に係るものに限る。以下この条において同じ。)を受けるための要件を満たした場合に支給されることとなる当該老齢給付金及び当該脱退一時金のうち当該加入者の当該事業年度の末日までの加入者期間に係る分の額は、次に掲げる方法又はこれらに準ずる方法により計算するものとする。

一 当該加入者が加入者の資格を喪失するに達した日において加入者の資格を喪失する場合に支給されることとなる老齢給付金の額又は脱退一時金の額に、加入者が加入者の資格を取得した日から当該に達するまでの加入者期間のうち当該事業年度の末日までの加入者期間に係る分として定めた率を乗ずる方法

二 当該事業年度の末日において当該加入者が加入者の資格を喪失した場合に支給されることとなる老齢給付金の額(第二十七条第一号の加算を行うこととなっている場合にあっては、当該加算を行わないものとして計算した額)又は脱退一時金の額にに応じて定めた率を乗ずる方法

(以下 略)

- (3) 「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」における「3.4 予想昇給率」の記述について
A ~ E に適切な語句を入力しなさい。

3.4 予想昇給率

適用指針第 28 項では、「予想昇給率は、個別企業における A、B の実態分布及び過去の昇給実績等に基づき、合理的に推定して算定する。」とされている。

予想昇給率の設定にあたっては、本専門業務を行う対象となる退職給付において給付額算定の基礎となる給与（以下、「対象給与」という。）の特性に留意する。対象給与の特性は、例えば、次のような観点で把握する。

- 実際に支給される給与を構成するかどうか
実際に支給される給与を構成する場合、その全部か一部か
- C が自動的に反映するかどうか
- 特定の金額や特定の年齢で D となるかどうか

日本では、予想昇給率は、対象給与の昇給が、年齢や経験年数との相関が見られる部分と、C に相当する部分から構成されると考えて推定することが適当な場合が多い。

- 年齢や経験年数との相関が見られる部分：
これは、経験の蓄積や雇用主への貢献に応じて昇給する部分などを指しているものである。対象給与のデータを基に年齢別の指数を推定することで、予想昇給率を推定する数理的な方法がある。
適用対象者数が少ないなどのために、予想昇給率を合理的に推定するための対象給与のデータを十分得られない場合は、例えば、同業種の類似企業で使用している予想昇給率、所属する業種の統計資料を基にした推定、又は、それらに対して対象給与の特性や対象給与のデータに基づく合理的な補正を行うことを検討する。
給与体系の変更等により、対象給与のデータを基にすることが適当ではない場合は、給与体系の変更内容や昇給モデルなど、十分な情報収集を行った上で予想昇給率を設定する。
- C に相当する部分：
C に相当する部分については、E や生産性の向上の見込み等から合理的に予想して、予想昇給率に含める。

- (4) 「2019 (令和元) 年財政検証結果レポート」第 2 章の「第 4 節 2004 (平成 16) 年改正と公的年金財政の枠組み 4. 財政検証の位置づけ」に関する記述について、～に適切な語句を入力しなさい。

厚生年金保険法及び国民年金法では、財政検証として政府は以下の①～⑤を実施することとされている。

- ① 保険料、国庫負担、給付に要する費用など年金事業の収支について、今後おおむね 年間における見通しを作成すること。
- ② 今後おおむね 年間において を保つことができないと見込まれる場合には、政令でマクロ経済スライドによる給付水準調整の を定めること。
- ③ マクロ経済スライドによる給付水準調整を行う必要がなくなったと認められる場合には、給付水準調整の を定めること。
- ④ マクロ経済スライドによる調整期間中に財政検証を行う場合には、給付水準調整の の見通しを作成すること。
- ⑤ ①及び④の見通しを すること。

問題 2. 次の (1) ~ (6) の各問に答えなさい。

各 5 点 (計 30 点)

- (1) 確定給付企業年金法施行規則第 56 条に定める許容繰越不足金の算定方法を 3 つ簡記 しなさい。
なお、当該規則に記載の「規約で定める率」の範囲についても触れた上で解答を入力すること。
(400 字以内)

(2) 「退職給付に関する会計基準」によると、複数の事業主により設立された確定給付型企业年金制度を採用している場合は、「合理的な基準により自社の負担に属する年金資産等の計算をした上で確定給付制度の会計処理及び開示を行う。自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないときは、確定拠出制度に準じた会計処理及び開示を行う。この場合、当該年金制度全体の直近の積立状況等についても注記する。」とされている。これに関して、以下の (ア)、(イ) に答えなさい。

(ア) 「自社の負担に属する年金資産等の計算に用いる合理的な基準」として、「退職給付に関する会計基準の適用指針」に記載されている例示のうち 3 つを簡潔に入力しなさい。

(200 字以内)

(イ) 確定拠出制度に準じた開示として注記が求められる「直近の積立状況等」について、「退職給付に関する会計基準の適用指針」に記載されている内容を簡潔に入力しなさい。

なお、ここで確定給付型企业年金制度は確定給付企業年金を指すものとし、厚生年金基金について言及する必要はない。また、重要性が乏しい場合は当該注記を省略することができるが、この注記の省略についても言及する必要はない。(200 字以内)

(3) 事業主等は、確定給付企業年金の毎事業年度の決算において、積立金の額が積立上限額を上回っている場合には、当該上回った額を基準として「厚生労働省令で定めるところにより算定した額」を、掛金の額から控除しなければならない。これについて、以下の(ア)、(イ)に答えなさい。

(ア) 掛金の額から控除を開始する時期として確定給付企業年金法施行規則第61条に規定する内容を簡潔に入力しなさい。(100字以内)

(イ) 「厚生労働省令で定めるところにより算定した額」として確定給付企業年金法施行規則第60条に規定する内容を2つ簡潔に入力しなさい。(400字以内)

(4) 「退職給付に関する会計基準の適用指針」における「数理計算上の差異の費用処理方法」の記載について、以下の(ア)、(イ)、(ウ)に答えなさい。

(ア) 数理計算上の差異の費用処理方法として、各年度の発生額について発生年度に費用処理する方法のほか、「定額法」と「定率法」が記載されている。この「定額法」と「定率法」は、具体的にどのように費用処理を行うのかをそれぞれ簡潔に入力しなさい。(200字以内)

(イ) 「定額法」と「定率法」とは選択適用できるが、選択適用にあたっての留意点を簡潔に入力しなさい。(100字以内)

(ウ) 平均残存勤務期間の算定方法について記載の内容を簡潔に入力しなさい。(400字以内)

- (5) 「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて(平成 20 年 9 月 11 日年発第 0911001 号)」における第 3 (財政計算時の特例) の第 1 項第 5 号に記載されている、実施事業所が増加する場合の特別掛金算定の取り扱いを簡潔に入力しなさい。(400 字以内)

(6) 企業会計基準適用指針「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」における「大量退職」の記載について、以下の(ア)、(イ)に答えなさい。

- (ア) A社は退職一時金制度を採用している。工場の閉鎖に伴い大量退職が生じ退職一時金を支払った。A社は退職給付債務を原則法に基づき計算しており、未認識数理計算上の差異を計上している。この場合において本適用指針に示されている「大量退職」の会計処理の具体的な方法を簡潔に入力しなさい。(300字以内)
- (イ) 「大量退職」の結果、平均残存勤務期間が延長され、従来 of 数理計算上の差異に係る費用処理年数を延長する必要がある場合の取り扱いについて、「退職給付に関する会計基準の適用指針」に示されている内容を簡潔に入力しなさい。(150字以内)

【 第Ⅱ部 】

問題 3. 次の (1) ~ (4) の各問に答えなさい。

(1) 2 点、(2) 2 点、(3) 2 点、(4) 4 点 (計 10 点)

A 社は退職金の 50% を確定給付企業年金制度に、50% を確定拠出年金制度に移行している。2025 年 4 月 1 日から確定給付企業年金制度の加入者に係る給付を一律 1.15 倍し増額するとともに、確定拠出年金制度の事業主掛金を一律 1.15 倍し増額することを検討する。

確定給付企業年金制度においては、2024 年 3 月 31 日を計算基準日とする 5 年に 1 回の財政再計算を実施しこれに給付増額を反映した計算結果にて 2025 年 4 月 1 日の規約変更を行う。

2024 年 3 月 31 日における財政決算及び財政再計算 (給付増額反映前) の諸数値は以下のとおりであった。

(金額単位：百万円)		
	財政決算	財政再計算 (給付増額反映前)
通常予測給付現価 (うち、受給権者分)	5,300 (1,600)	5,200 (1,600)
財政悪化リスク相当額	550	600
給与現価	52,000	50,000
標準掛金率 (数理上)	5.48%	5.36%
標準掛金率 (規約上)	5.5%	***%
特別掛金収入現価	0	***
リスク対応掛金収入現価	0	***
数理上資産額	2,900	2,900
別途積立金	470	***
最低積立基準額 (うち、受給権者分)	2,800 (1,800)	*** (***)

- ・ 承継事業所償却積立金はないものとする。
- ・ 確定給付企業年金制度はリスク分担型企業年金ではない。
- ・ 年金資産の評価方法は時価方式を採用している。
- ・ 別途積立金は、当年度剰余金処分あるいは当年度不足金の処理を行う前の額である。
- ・ 標準掛金率 (規約上) は、標準掛金率 (数理上) の小数点以下第 4 位を四捨五入するものとする。
- ・ 予定利率は 2.0% であり財政再計算においても変更しない。
- ・ 財政再計算後 (給付増額反映前) の他制度掛金相当額は 2.2 万円である。
- ・ 企業型年金の給付増額反映前の最大掛金月額は 2.7 万円である。また、企業型年金加入者の一部は個人型年金にも加入している。

(1) 2024 年 3 月 31 日時点の財政決算における以下の数値を算出しなさい。(各 200 字以内)

(ア) 責任準備金の額

(イ) 当年度剰余金（マイナスの場合は当年度不足金）の額

なお、解答は百万円未満を四捨五入するものとし、算出過程をあわせて入力すること。

(2) 給付増額に係る財政再計算における以下の数値を算出しなさい。(各 200 字以内)

(ア) 数理債務の額

(イ) 年間特別掛金額の最大額

なお、算出にあたっての前提は以下のとおりとする。解答は百万円未満を四捨五入するものとし、算出過程をあわせて入力すること。

- ・ 特別掛金は元利均等償却にて、加入者数、給与に比例させず每期固定額で拠出する。
- ・ 特別掛金は年 1 回期初に拠出するものとし、計算基準日から適用日までの利息は考慮せず算定する。
- ・ 給付増額後の標準掛金率（数理上）は、給付増額前の標準掛金率（数理上）を 1.15 倍した結果となった。
- ・ 別途積立金は取りうる最大の額を留保するものとする。

(予定利率 2.0% 年 1 回期初払い確定年金現価率表)

1 年	3 年	5 年	10 年	15 年	20 年
1.0000	2.9416	4.8077	9.1622	13.1062	16.6785

(3) (2) の (イ) で算出した年間特別掛金額の最大額を拠出するとともにリスク対応掛金の設定を検討する。リスク対応掛金は元利均等償却にて、加入者数、給与に比例させず每期固定額で拠出するものとする。年間リスク対応掛金額の最大額を算出しなさい。(200 字以内)

なお、算出にあたっての前提は以下のとおりとする。解答は百万円未満を四捨五入するものとし、算出過程をあわせて入力すること。

- ・ リスク対応掛金は年 1 回期初に拠出するものとし、計算基準日から適用日までの利息は考慮せず算定する。
- ・ 給付増額に係る財政再計算における財政悪化リスク相当額は 600 百万円とする。
- ・ 年金現価率表は (2) のものを使用する。
- ・ 特別掛金収入現価の計算を行う場合には、(2) で算定した百万円未満を四捨五入した特別掛金額が規約上の掛金であるものとして、これを用いることとする。

- (4) 給付増額を検討する A 社に、アクチュアリーとして留意事項を説明する。給付増額が確定給付企業年金制度と確定拠出年金制度（企業型年金及び個人型年金）に及ぼす影響と留意事項を簡潔に入力しなさい。(400 字以内)

なお、確定給付企業年金制度については A 社の積立状況を踏まえ年金財政に与える影響と留意事項に言及すること。また、退職給付会計を考慮する必要はない。

問題 4. 次の (1)、(2) の各問に答えなさい。

各 20 点 (計 40 点)

- (1) A社は確定給付企業年金制度を実施しているが、2024年3月31日における財政決算では、運用環境の改善により、積立比率は大きく改善し、継続基準、非継続基準ともに十分な余裕をもって基準を満たしている。これを受けて別途積立金の活用策としてどのようなものがあるかアクチュアリーにアドバイスを求めている。
- 別途積立金の活用法として考えられる方策を複数述べるとともに、アクチュアリーとしてどのようにアドバイスすべきか所見を述べなさい。
- なお、解答にあたっては、方策の目的と期待される効果を示し、伝えるべき留意事項を記載すること。(2,500字以内)

- (2) 1974 年生まれの会社員である A さん（配偶者は同年齢の会社員）が自身の生活設計のため、将来受給できる公的年金の額を知りたいと考え、図表の資料を参照している。この図表は公的年金の 2019 年財政検証の結果に示されている所得代替率や年金額などの将来見通しの数値を抜粋したものである。
- (ア) 例えば、以下の図表の「人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースⅢ」の前提での将来見通しをみると、所得代替率については 1954 年生まれの者が 65 歳となる 2019 年には 61.7%であるのに対し、1974 年生まれの者が 65 歳となる 2039 年には 54.1%に低下する見通しとなっている。
- 一方で 65 歳時の年金額（月額）を見ると、1954 年生まれの者では 22.0 万円であるのに対し、1974 年生まれの者では 23.4 万円に上昇する見通しとなっている。
- このように所得代替率は低下し年金額は上昇していることについて、公的年金の給付調整の仕組みを踏まえて年金の実質価値が維持されているかどうかを説明したうえで、理由を述べなさい。（500 字以内）
- (イ) A さんは、2019 年度の公的年金（老齢年金）の給付水準が、自らが 65 歳になる 2039 年までにどのように変化するか確認している。A さんが受け取るであろう公的年金（老齢年金）の給付水準を経済の前提に応じた以下の図表に基づき説明するとともに、数値の解釈にあたっての留意点について所見を述べなさい。
- なお、留意点は少なくとも「給付水準を測る指標の特性」、「財政検証における前提」、「標準的な年金額」の 3 つの視点で言及すること。（2,000 字以内）

図表 生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し
(2019 (令和元) 年財政検証結果レポート 抜粋)

厚生年金 (夫婦 2 人の基礎年金を含む)

人口 : 出生中位、死亡中位 経済 : ケース I (変動なし)

年度	2019	2024	2029	2034	2039	2044	2049	2054	2059	2064
現役男子の平均賃金 (手取り)	35.7	36.7	38.9	42.0	45.4	49.0	53.0	57.3	61.9	66.9
1954 年度生	22.0 61.7% (65 歳)	21.7 <59.1%> (70 歳)	21.1 <54.1%> (75 歳)	20.3 <48.4%> (80 歳)	19.9 <43.8%> (85 歳)	20.6 <41.9%> (90 歳)				
1974 年度生					24.8 54.7% (65 歳)	23.8 <48.5%> (70 歳)	23.6 <44.4%> (75 歳)	23.8 <41.5%> (80 歳)	25.7 <41.5%> (85 歳)	27.8 <41.5%> (90 歳)

人口 : 出生中位、死亡中位 経済 : ケース III (変動なし)

年度	2019	2024	2029	2034	2039	2044	2049	2054	2059	2064
現役男子の平均賃金 (手取り)	35.7	36.7	38.9	41.0	43.3	45.7	48.2	50.9	53.7	56.7
1954 年度生	22.0 61.7% (65 歳)	21.4 <58.5%> (70 歳)	20.8 <53.5%> (75 歳)	20.1 <49.1%> (80 歳)	19.5 <45.0%> (85 歳)	19.1 <41.7%> (90 歳)				
1974 年度生					23.4 54.1% (65 歳)	22.7 <49.6%> (70 歳)	22.4 <46.4%> (75 歳)	22.4 <44.0%> (80 歳)	22.4 <41.6%> (85 歳)	23.0 <40.6%> (90 歳)

人口 : 出生中位、死亡中位 経済 : ケース V (変動なし)

—機械的に給付水準調整を進めた場合—

年度	2019	2024	2029	2034	2039	2044	2049	2054	2059	2064
現役男子の平均賃金 (手取り)	35.7	36.1	37.2	38.6	40.2	41.8	43.5	45.3	47.1	49.0
1954 年度生	22.0 61.7% (65 歳)	21.5 <59.4%> (70 歳)	20.6 <55.4%> (75 歳)	20.0 <51.7%> (80 歳)	19.5 <48.6%> (85 歳)	19.1 <45.7%> (90 歳)				
1974 年度生					20.8 51.8% (65 歳)	20.4 <48.7%> (70 歳)	19.9 <45.8%> (75 歳)	19.5 <43.1%> (80 歳)	19.2 <40.8%> (85 歳)	19.2 <39.2%> (90 歳)

(注 1) 数値は、各時点の名目額を物価上昇率で 2019 年度時点に割り戻した実質額 (万円) を記載した。

(注 2) □ 内は、各世代の 65 歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。

(注 3) < > 内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金 (手取り) とを比較した比率を記載した。

(注 4) 既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が 2 割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が 2 割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

経済の前提の概要は下表のとおりである。(ケースⅡ、ケースⅣ・ケースⅥの前提の概要は省略)

		将来の経済状況の仮定		経済前提			
		労働力率	全要素生産性 (TFP) 上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り	
						実質 <対物価>	スプレッド <対賃金>
ケースⅠ	内閣府試算 「成長実現 ケース」に 接続するもの	経済成長と 労働参加が 進むケース	1.3%	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%
ケースⅢ			0.9%	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%
ケースⅤ	内閣府試算 「ベースライン ケース」に 接続するもの	経済成長と 労働参加が 一定程度進むケ ース	0.6%	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%

以上

年金 2 (解答例)

問題 1

(1)	(ア)	I、IV
	(イ)	I
	(ウ)	IV
	(エ)	デュレーションアプローチ及び加重平均期間アプローチ
	(オ)	厚生年金は 18.3%、国民年金は 16,900 円

(2)	(A)	少なくとも 5 年程度
	(B)	直近 5 年間の実績値の平均値
	(C)	最低保全給付の計算方法
	(D)	標準的な年齢
	(E)	当該加入者の年齢

(3)	(A)	給与規程
	(B)	平均給与
	(C)	ベースアップ
	(D)	頭打ち
	(E)	インフレーション

(4)	(A)	100
	(B)	財政の均衡
	(C)	開始年度
	(D)	終了年度
	(E)	公表

問題 2

(1)	<p>① 当該事業年度以後 20 年間における標準掛金額の予想額の現価×規約で定める率（規約で定める率は 100 分の 15 を超えないこと、また、標準掛金額の予想額の現価は掛金算定に用いた予定利率を用いて計算）</p> <p>② 当該事業年度の末日における責任準備金の額×規約で定める率（規約で定める率は 100 分の 15（数理的評価により積立金の額を評価する場合は、100 分の 10）を超えてはならない）</p> <p>③ ①②のうちいずれか小さい額</p>				
(2)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="323 775 443 1111">(ア)</td> <td data-bbox="443 775 1441 1111"> <p>以下のうち 3 つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職給付債務 ・ 年金財政計算における数理債務の額から、年金財政計算における未償却過去勤務債務を控除した額 ・ 年金財政計算における数理債務の額 ・ 掛金累計額 ・ 年金財政計算における資産分割の額 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1111 443 1272">(イ)</td> <td data-bbox="443 1111 1441 1272"> <p>年金制度全体の直近の積立状況等（年金資産の額、年金財政計算上の数理債務の額及びその差引額）及び年金制度全体の掛金等に占める自社の割合並びにこれらに関する補足説明をいうものとする。</p> </td> </tr> </table>	(ア)	<p>以下のうち 3 つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職給付債務 ・ 年金財政計算における数理債務の額から、年金財政計算における未償却過去勤務債務を控除した額 ・ 年金財政計算における数理債務の額 ・ 掛金累計額 ・ 年金財政計算における資産分割の額 	(イ)	<p>年金制度全体の直近の積立状況等（年金資産の額、年金財政計算上の数理債務の額及びその差引額）及び年金制度全体の掛金等に占める自社の割合並びにこれらに関する補足説明をいうものとする。</p>
(ア)	<p>以下のうち 3 つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職給付債務 ・ 年金財政計算における数理債務の額から、年金財政計算における未償却過去勤務債務を控除した額 ・ 年金財政計算における数理債務の額 ・ 掛金累計額 ・ 年金財政計算における資産分割の額 				
(イ)	<p>年金制度全体の直近の積立状況等（年金資産の額、年金財政計算上の数理債務の額及びその差引額）及び年金制度全体の掛金等に占める自社の割合並びにこれらに関する補足説明をいうものとする。</p>				
(3)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="323 1321 443 1420">(ア)</td> <td data-bbox="443 1321 1441 1420"> <p>規約で定めるところにより、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の最初に拠出する掛金の額から控除を開始する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="323 1420 443 1895">(イ)</td> <td data-bbox="443 1420 1441 1895"> <p>次のいずれかの額とする。</p> <p>一 当該事業年度の末日において積立金の額が積立上限額を上回った額のうち未だ控除していない額に、当該未だ控除していない額に係る当該事業年度の末日から控除する日までの期間に应ずる下限予定利率による利子に相当する額（以下「利子相当額」という。）を加算した額又は控除前の掛金の額のいずれか小さい額（前詰め控除方式）</p> <p>二 控除を開始するときから当該事業年度の翌々事業年度の末日までの期間において、積立金の額が積立上限額を上回った額と当該上回った額に係る利子相当額の合計額を掛金の額から均等に控除する場合の額又は控除前の掛金の額のいずれか小さい額（均等控除方式）</p> </td> </tr> </table>	(ア)	<p>規約で定めるところにより、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の最初に拠出する掛金の額から控除を開始する。</p>	(イ)	<p>次のいずれかの額とする。</p> <p>一 当該事業年度の末日において積立金の額が積立上限額を上回った額のうち未だ控除していない額に、当該未だ控除していない額に係る当該事業年度の末日から控除する日までの期間に应ずる下限予定利率による利子に相当する額（以下「利子相当額」という。）を加算した額又は控除前の掛金の額のいずれか小さい額（前詰め控除方式）</p> <p>二 控除を開始するときから当該事業年度の翌々事業年度の末日までの期間において、積立金の額が積立上限額を上回った額と当該上回った額に係る利子相当額の合計額を掛金の額から均等に控除する場合の額又は控除前の掛金の額のいずれか小さい額（均等控除方式）</p>
(ア)	<p>規約で定めるところにより、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の最初に拠出する掛金の額から控除を開始する。</p>				
(イ)	<p>次のいずれかの額とする。</p> <p>一 当該事業年度の末日において積立金の額が積立上限額を上回った額のうち未だ控除していない額に、当該未だ控除していない額に係る当該事業年度の末日から控除する日までの期間に应ずる下限予定利率による利子に相当する額（以下「利子相当額」という。）を加算した額又は控除前の掛金の額のいずれか小さい額（前詰め控除方式）</p> <p>二 控除を開始するときから当該事業年度の翌々事業年度の末日までの期間において、積立金の額が積立上限額を上回った額と当該上回った額に係る利子相当額の合計額を掛金の額から均等に控除する場合の額又は控除前の掛金の額のいずれか小さい額（均等控除方式）</p>				

(4)	(ア)	定額法は、「平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分する方法」、定率法は「数理計算上の差異を発生年度ごとに管理せず、その残高に一定年数に基づく定率を乗じた金額を当年度の費用処理額とする方法（一定年数に基づく定率は、数理計算上の差異の費用処理期間以内で、当該発生金額のおおむね 90%が費用処理されるように決定する）」である。
	(イ)	いったん採用した費用処理方法は、正当な理由により変更する場合を除き、継続的に適用しなければならない。
	(ウ)	<p>在籍する従業員が貸借対照表日から退職するまでの平均勤務期間であり、原則として、退職率と死亡率を加味した年金数理計算上の脱退残存表を用いて算定するが、標準的な退職年齢から貸借対照表日現在の平均年齢を控除して算定することもできる。</p> <p>平均残存勤務期間は原則として毎年度末に算定する。ただし、従業員の退職状況に大きな変化がみられない場合は、直近時点で算定した平均残存勤務期間を用いることもできる。</p>

(5)	<p>以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施事業所が増加する場合は、当該増加に係る財政計算の基準日における当該実施事業所の過去勤務債務の額（基準日における当該事業所の数理債務の額から当該事業所の増加に伴い資産管理運用機関又は基金が受換した資産を控除した額をいう。）について、当該事業所の特別掛金を算定することができること。 ・ 当該実施事業所と給付の内容が同一の集団と同じ償却方法により算定すること。 ・ ただし、予定償却期間、償却割合は別に設定できること。 ・ 実施事業所が増加したとしても、規則第五十条に該当していない場合は、財政計算を行わず、当該実施事業所の過去勤務債務の額に係る特別掛金のみを算定することができること。
-----	--

(6)	(ア)	<p>大量退職における退職給付の支払等を伴う減少部分の会計処理については、退職給付制度の一部終了に準ずる。</p> <p><退職給付債務の減少に伴う処理></p> <p>退職給付制度の終了に準じて、退職給付債務の消滅の認識が行われる。終了した部分に係る退職給付債務と退職一時金支払額との差を損益として認識する。</p> <p><未認識数理計算上の差異の未処理額の処理></p> <p>未認識数理計算上の差異の未処理額は、消滅した退職給付債務の比率で損益に認識する。</p>
	(イ)	<p>定額法による場合及び定率法による場合ともに、未認識数理計算上の差異の期首残高については、変更前の平均残存勤務期間に基づく費用処理年数を継続して適用し、変更後の費用処理年数は当年度発生 of 数理計算上の差異から適用する。</p>

問題 3

(1)	(ア)	<p>追加拠出可能額現価 (0 以上財政悪化リスク相当額以下)</p> $=5,300+550-52,000 \times 5.5\% - 0 \text{ (特別掛金収入現価)} - 0 \text{ (リスク対応掛金収入現価)} - 2,900+470=560$ <p>→財政悪化リスク相当額を上回るため 550 責任準備金</p> $=5,300+550-52,000 \times 5.5\% - 0 \text{ (特別掛金収入現価)} - 0 \text{ (リスク対応掛金収入現価)} - 550 \text{ (追加拠出可能額現価)} = 2,440 \text{ (百万円)}$
	(イ)	<p>当年度剰余金 (マイナスの場合は当年度不足金)</p> $= \text{純資産額} - \text{責任準備金} - \text{期初の別途積立金} = 2,900 - 2,440 - 470$ $= \Delta 10 \text{ (百万円)}$
(2)	(ア)	<p>給付増額後の規約上標準掛金率</p> $= 5.36\% \times 1.15 = 6.164\% \quad \text{小数点以下第 4 位を四捨五入し } 6.2\%$ <p>給付増額後の数理債務</p> $= (5,200 - 1,600) \times 1.15 + 1,600 - 50,000 \times 6.2\% = 2,640 \text{ (百万円)}$
	(イ)	<p>年間特別掛金額を最大とするため財政決算での当年度不足金処理後の別途積立金は全額留保する。</p> <p>年間特別掛金額の最大額</p> $= (2,640 - (2,900 - 460)) \div 2.9416 \text{ (期間 3 年)} = 68 \text{ (百万円)}$
(3)	<p>対応前リスク充足額 = 積立金 + 標準掛金収入現価 + 特別掛金収入現価 - 通常予測給付現価 (マイナス値となる場合は零とする)</p> $= 2,900 + 50,000 \times 6.2\% + 200 - 5,740 = 460$ <p>リスク対応額 = 財政悪化リスク相当額 - 対応前リスク充足額 = 600 - 460 = 140</p> <p>年間リスク対応掛金額の最大額 = 140 / 4.8077 (期間 5 年) = 29 (百万円)</p>	
(4)	<p>以下のような観点で回答することが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 給付増額により継続基準の積立比率の低下が見込まれるが、別途積立金を留保しており基準に抵触するまでに至らない。 2024 年 3 月 31 日現在では非継続基準の積立比率は 1.03。給付増額により積立比率が低下し、2025 年 3 月 31 日財政決算は非継続基準の財政検証に抵触する可能性があることに留意が必要。 このため、非継続基準の抵触を回避し、早期に積立比率を改善すべく特別掛金の償却期間の短期化及びリスク対応掛金の拠出の検討を促したい。 給付増額前の「他制度掛金相当額 + 企業型年金最大掛金」は 4.9 万円。給付増額後は 5.5 万円を超過する。企業型年金掛金が高い者は拠出限度額を超過するため、調整方法を定める必要である。 個人型年金掛金が従来と同じ額拠出できなくなる者がでる可能性がある。 	

問題 4 (1)

以下に挙げた答案例以外にも多くの観点からの記述が考えられる。方策の目的は、事業主及び加入者双方の視点から、また、伝えるべき留意事項は、年金財政、他制度掛金相当額及び退職給付会計等の観点からの記述を期待した。あくまでも合格レベルの一答案例として参考にされたい。

1つ目の別途積立金の活用法として DB 制度給付水準の引き上げが考えられる。

制度設計によっては、近年の物価上昇が今後も継続する場合は退職給付の実質的価値が減少することが見込まれる。また、キャッシュバランスプランで国債利回りに応じて給付額が変動する制度では、国債利回りが低水準で推移していることにより給付水準が当初想定した水準に達していない可能性もある。公的年金の所得代替率の低下が見込まれているなかで高齢期の所得確保にかかる自主的な努力の重要性は増している。給付水準の引き上げで従業員の将来の不安を和らげることで、従業員の能力発揮を促す効果が期待できる。期待される効果がある一方で年金財政や退職給付会計等に及ぼす影響に留意する必要がある。

年金財政では、給付水準の引き上げにより標準掛金が上昇し、過去勤務債務の発生に伴う特別掛金の増加が見込まれる。ここで別途積立金の活用により特別掛金を抑制する効果が期待できる。検討にあたっては、継続基準及び非継続基準への影響を検証し、持続的に基準を上回る積立比率が維持できることを確認したい。

また、給付水準の引き上げを実施する場合、他制度掛金相当額が増加し、企業型 DC や iDeCo の拠出額が減少する方向に作用することが見込まれる。企業型 DC を実施している場合は、マッチング拠出及び iDeCo を含めた拠出限度額への影響を検証する必要がある。

退職給付会計（原則法）では、給付水準の引き上げによる退職給付債務の増加に伴う過去勤務費用の発生により退職給付費用の増加が見込まれる。

退職金の全部を企業年金に移行していない場合は、退職給付総額を維持し DB 制度の移行割合のみ引き上げることも考えられる。加入者等にとっては外部積立により資産保全がなされるとともに、年金で受け取る額が増加するメリットがある。事業主にとっては、支払負担の維持・平準化を図りながら従業員給付を拡充できるメリットがある。

年金財政では標準掛金が増加する一方で、特別掛金が発生する場合は前述同様に別途積立金を活用しその額を抑制することができる。

他制度掛金相当額については給付水準引き上げの場合と同様である。

退職給付会計（原則法）では、DB 制度の移行割合引き上げにより年金が選択できる部分が増加する影響はあるが、退職給付総額を維持しているため、退職給付債務及び退職給付費用に与える影響は大きくないと想定される。また、DB 制度年金資産の増加とともに期待運用収益も増加するため、退職給付費用の引き下げ効果が期待できる。一方で年金資産が増加するため、適切なリスク管理が必要である。

2つ目の別途積立金の活用法として予定利率の引き下げが考えられる

資産運用のボラティリティが高まる中でより安定的な財政運営を目指すため、予定利率を引き下げるとともに年金資産の期待収益率を引き下げる。これにより、年金財政では追加掛金の発生、退職給付会計では退職給付費用の安定化を期待する。安定度の向上は労使ともにメリットがある。

年金財政では、予定利率を引き下げることで標準掛金は上昇し、これに伴い過去勤務債務が発生することで特別掛金の増加が見込まれる。ここでも別途積立金は特別掛金の増加抑制に活用できる。

他制度掛金相当額は、予定利率引き下げによる増加が見込まれる。前述と同様の留意が必要である。

退職給付会計（原則法）では、年金資産の期待運用収益率の引き下げにより長期期待運用収益率の見直しを検討する。引き下げる場合は期待運用収益が減少し退職給付費用の増加要因になる。IFRS の場合は掛金が増加することによるアセットシーリングへの影響も考慮が必要である。

3 つ目の活用策として、掛金水準の引き下げが考えられる。

積立上限額に達しなくとも年金財政の健全性が維持できるのであれば、原則返還ができない年金資産をさらに積み増すのではなく、引き下げ掛金に相当する資金を成長戦略に活用することも事業主にとっては有用な選択肢になりうる。

掛金水準引き下げの手段として、別途積立金を活用した特別掛金の引き下げがある。また、財政計算時における過去勤務債務の額が負となる場合は、当該過去勤務債務の額を給与現価で除して算定された負の掛金を標準掛金に加算することができる。

年金財政では、別途積立金が減少するため運用悪化時に掛金が増加する可能性が高まることに留意が必要である。

他制度掛金相当額への影響はない見込みである。（負の掛金を標準掛金に加算する場合も当該負の掛金は考慮せずに他制度掛金相当額を算定することが合理的と考えられている）

退職給付会計では、掛金水準の低下は年金資産また期待運用収益を抑制する方向に影響する。

アクチュアリーとして別途積立金の活用法をアドバイスするにあたり、制度設計及び年金財政等の現状と課題を理解する必要がある。

例えば、継続基準、非継続基準ともに十分な余裕をもって基準を満たす財政状況で給付水準の低さに課題がある場合は、別途積立金を給付水準の引き上げに活用することが選択肢になりうる。一方で同じ財政状況であっても年金資産の期待収益率が予定利率を下回っている場合は、これを是正するための予定利率の引き下げや期待収益率の引き上げも検討する必要がある。また、掛金の引き下げの検討を含めいずれの場合も将来の年金財政健全性が保たれるか確認することが必要になるであろう。

年金財政の健全性維持を前提としながら事業主及び加入者が受ける影響を把握したうえでアドバイスすることが求められている。

問題 4 (2)

(ア)

公的年金の年金額は、基本的には新規裁定時までの手取り賃金の変動と裁定後の物価の変動が反映される仕組みとなっており、このほか財政が均衡するまでの間においてはマクロ経済スライドと呼ばれる給付水準の調整が行われる。

所得代替率は、年金額そのものではなく、現役男子の賃金との対比で年金額の相対水準を示す指標であり、いわゆるマクロ経済スライドによる給付水準調整が実施されると、年金額は手取り賃金の伸びよりも低い率で改定されるため、低下する性質がある。

一方で表に記載された年金額は、名目額を物価上昇率で 2019 年時点に割り戻したものであるものの、新規裁定時点までの賃金上昇は反映されている。すなわちマクロ経済スライドによる給付水準が行われて所得代替率が低下しても、それを上回る実質賃金上昇があれば、年金額は上昇する。

(イ)

以下に挙げた答案例以外にも多くの観点からの記述が考えられるため、あくまでも合格レベルの一答案例として参考にされたい。

公的年金の所得代替率は、2019 年度には 61.7%であるところ、A さんが公的年金の支給開始年齢 65 歳になる 2039 年度には、図表によれば 51.8%~54.7%に低下する見通しとなっている。

この所得代替率は、現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率によって表される。公的年金の新規裁定者の年金額は、基本的には現役世代の賃金水準に応じて改定される仕組み（賃金スライド）であるが、財政が均衡するまでの間にはマクロ経済スライドが発動され、給付水準の抑制が行われることになっている。所得代替率は、マクロ経済スライドによる給付水準調整が発動されなければ、原則として、分子の新規裁定時の年金額は、分母の手取り賃金の伸び率でスライドするため、分母、分子が同じ伸び率で伸びることとなり、所得代替率は変動しない。他方でマクロ経済スライドが発動されると、分子の年金額は手取り賃金より伸びを低く抑えられるため、給付水準が調整され所得代替率が低下することとなる。

つまり 2039 年度の所得代替率の数値が意味することは、賃金スライドによる改定が行われた場合と比較すれば、給付水準は 2019 年度から 2039 年までの 20 年間に 84% ($=51.8 \div 61.7$) ~89% ($=54.7 \div 61.7$) に抑制されるということである。

このように所得代替率は今後低下していく見通しであるが、(ア)でも確認したとおり、十分な実質賃金上昇がある経済を仮定すると、購買力でみた年金の実質額が低下するとは限らない。

図表によると、2039 年度の年金額は、物価上昇率を用いて 2019 年度に割り戻した実質額でみると、経済の前提がケース I、Ⅲの場合、それぞれ 24.8 万円、23.4 万円となっており、2019 年度の年金額 22.0 万円を上回っている。したがって、将来の年金の給付水準を考えるに当たっては、所得代替率とともに、購買力でみた年金の実質価値がどのようになるかを合わせてみることも大切である。ただし、この場合、将来の時点での現役世代の賃金水準は現在とは必ずしも同一では

なく、例えば図表によると、2019 年度に 35.7 万円であるのに対し、2039 年度には経済の前提がケース 1、Ⅲの場合でそれぞれ 45.4 万円、43.3 万円となっており、経済環境が異なる中での比較になっていることに留意すべきである。

他方で、経済の前提がケース V の場合、ケース I やⅢに比べると経済がふるわないことから、財政を均衡させるために所得代替率が低下することに加え、現役世代の賃金上昇の程度も大きくない。これらの影響が相まって、2039 年度の年金額は 20.8 万円となる見通しとなっており、2019 年度よりも低下することになる。

このように、将来の給付水準を把握するにあたっては、所得代替率等の給付水準を測る指標の特性を十分に理解した上で数値を解釈する必要がある。

次に図表で示された年金額は、標準的な年金額の将来見通しであることにも言及しておきたい。標準的な年金額とは、夫婦 2 人で公的年金に 40 年加入しており、かつ夫婦 2 人の賃金が現役男子の平均賃金並である場合の年金額である。A さんの婚姻関係や賃金水準、あるいは年金加入期間に即して年金額を計算し、標準的な年金額との相違を把握しておく必要がある。

(なお、現行制度では、マクロ経済スライドは、厚生年金と国民年金(基礎年金)のそれぞれで発動期間を定めることになっており、これまでの財政検証結果によれば、厚生年金よりも国民年金(基礎年金)の方が長期にわたりマクロ経済スライドが発動され、給付水準の抑制の程度も大きくなっている。このため、受給できる公的年金額のうち基礎年金額の割合が大きいほど、マクロ経済スライドによる給付水準調整の程度も大きくなる。この点について図表では把握できないことにも留意する必要がある。)

最後に、図表の将来見通しは、公的年金の財政検証の前提条件の下での見通しであることにも触れておきたい。

公的年金の財政検証では、今後おおむね百年もの長期にわたる将来見通しを作成することから、高齢化や少子化の進行の程度、女性や高齢者の労働市場への参加の程度、賃金上昇の程度、積立金の運用収入の程度等、人口や経済の動向について幅のある複数の前提を置いている。加えて、将来は不確実であり、最善の努力を払ったとしても実績と前提の乖離は避けられないことから、少なくとも 5 年ごとに財政検証が実施され、その実施時点での最新のデータを用いて諸前提を見直すことが予定されている。

これらの点を踏まえれば、財政検証の結果は、将来の状況を正確に見通す予測というよりも、最新の状況を将来の年金財政へ投影したものと捉えるべきであり、給付水準の見通しも確定的なものとは捉えず、幅広く解釈すべきである。